

府民簡易監査 ホームページ公表案

【 農林水産部 】

件 名	信用事業を行う団体への指導について
<p>申立概要 【受理 5. 2. 8】</p>	<p>信用事業を行う団体との間で不動産（土地・建物）売買契約を締結し、契約に際して当該団体から融資を受けたが、この融資は法令に違反している。当該団体の監督官庁である府は当該団体に対して適切に指導しておらず監督責任を果たしていない。</p> <p>違法な処理を防止するため、特命監視役を置くことを求める。</p>
<p>確認事項 【通知 5. 3. 22】</p>	<p>本件は、申立人と当該団体との私人間における契約行為に関わるものであり、双方合意のもと取引が行われている。</p> <p>今回の申立てと同じ契約行為を対象に、申立人が原告の訴訟代理人として関わった過去の裁判において、当該団体との契約行為における違法性は否定されており、本件に関し、府が当該団体に対して関係法令に基づき指導を行う根拠・理由はない。</p> <p>府は、関係法令に基づき適切に監督・指導しており、特命監視役の設置は不要である。</p>